

住宅・土地統計調査に係る匿名データ作成についての論点（案）

平成 29 年 11 月 14 日

1. 匿名性及び有用性の確保の適否

平成 20 年及び 25 年の住宅・土地統計調査の匿名データ作成においては、過去に答申^(※)を得た平成 5 年、10 年及び 15 年調査の匿名データ作成手法を用いつつも、社会情勢の変化等を勘案して手法を変更している部分があり、また、25 年調査における新規調査事項の提供も措置されているが、これらの匿名化手法は、匿名性及び有用性の観点から適当であるか。

(1) 都道府県別トップ（ボトム）コーディング

都道府県別のトップ（ボトム）コーディングの基準値の設定は適当か。

(2) 平成 25 年住宅・土地統計調査の新規項目等の措置

①新規調査項目の「東日本大震災による転居」及び「東日本大震災による改修工事」の情報を提供しないとしていることは適当か。

②調査事項の選択肢が変更された項目について、変更された選択肢のまま提供としていることは適当か。

(※) 前回の答申は、諮問第 13 号の答申であり、平成 21 年 3 月に、全国消費実態調査、生活基本調査及び就業構造基本調査と一緒に諮問・答申された。

2. 前回答申における「今後の課題」への対応の適否

前回答申の際に指摘された「今後の課題」への対応は適当であるか。

(1) 複数の匿名データの作成

前回答申の「匿名化措置を課す情報及びその程度が異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する」への対応として、平成 22 年国勢調査での検討結果を踏まえて検討することとしていることは適当か。

(2) 匿名データの提供時期の短縮化

前回答申の「提供開始までの期間の短縮」への対応として、「これまで、調査実施後 5 年以上経過したものを提供していたが、（中略）提供開始までの期間の短縮について検討したい」としていることは適当か。

(3) トップコーディング等が行われた変数

前回答申の「トップコーディング等が行われた変数についても多変量解析に十分利用できるよう、当該変数の平均値等をメタデータとして整備する」への対応として、平均と標準偏差を都道府県別に提供することは適当か。